

3 吹福障第 1420 号
令和 3 年 7 月 13 日
(2021 年)

障がい福祉サービス事業者 各位

吹田市福祉部障がい福祉室長

新型コロナウイルスに係るワクチン接種における障がい福祉サービスの
取扱いについて（通知）

平素は本市障がい福祉行政に御協力賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、本市における取扱いは、厚生労働省の通知「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第 1 2 報）」を踏まえ、下記のとおりとします。

記

1 吹田市の取扱い

障がい者等が、新型コロナウイルスに係るワクチン接種における接種会場等（会場内含む）への移動手段として利用できる障がい福祉サービスは、次のとおりとします。

- (1) 通院等介助、通院等乗降介助
- (2) 同行援護、行動援護、重度訪問介護（対象者に限る）
- (3) 移動支援
- (4) その他
通所先による送迎

※ 原則として、既に支給決定を受けている上記サービスの中で支給量に余剰のあるサービスを活用してください。

上記サービスにて対応する際、新たに支給決定の必要がある場合や支給量が不足する場合には、サービス等利用計画等の変更が必要となることがあるため、あらかじめ市へ御相談ください。

なお、グループホームに入居されている方につきましては、(3) 移動支援での対応となります。

2 その他

新型コロナウイルスに係るワクチン接種における取扱いの詳細については厚生労働省関係通知をご参照いただきますようお願いいたします。

なお、上記1の訪問系サービスについては、厚生労働省の通知「平成20年4月以降における通院等介助の取扱いについて」の3の(4)のア「移動先における介助の取扱い」等にあるとおり、新型コロナウイルスに係るワクチン接種会場における必要な援助について、障がい福祉サービス等報酬の算定対象とすることが可能です。

【問合せ先】

吹田市福祉部障がい福祉室

基幹担当

TEL 06-6384-1348

Mail kikan-shogai@city.suita.osaka.jp